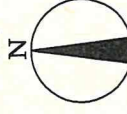


# 保全用水及び用水保全基準

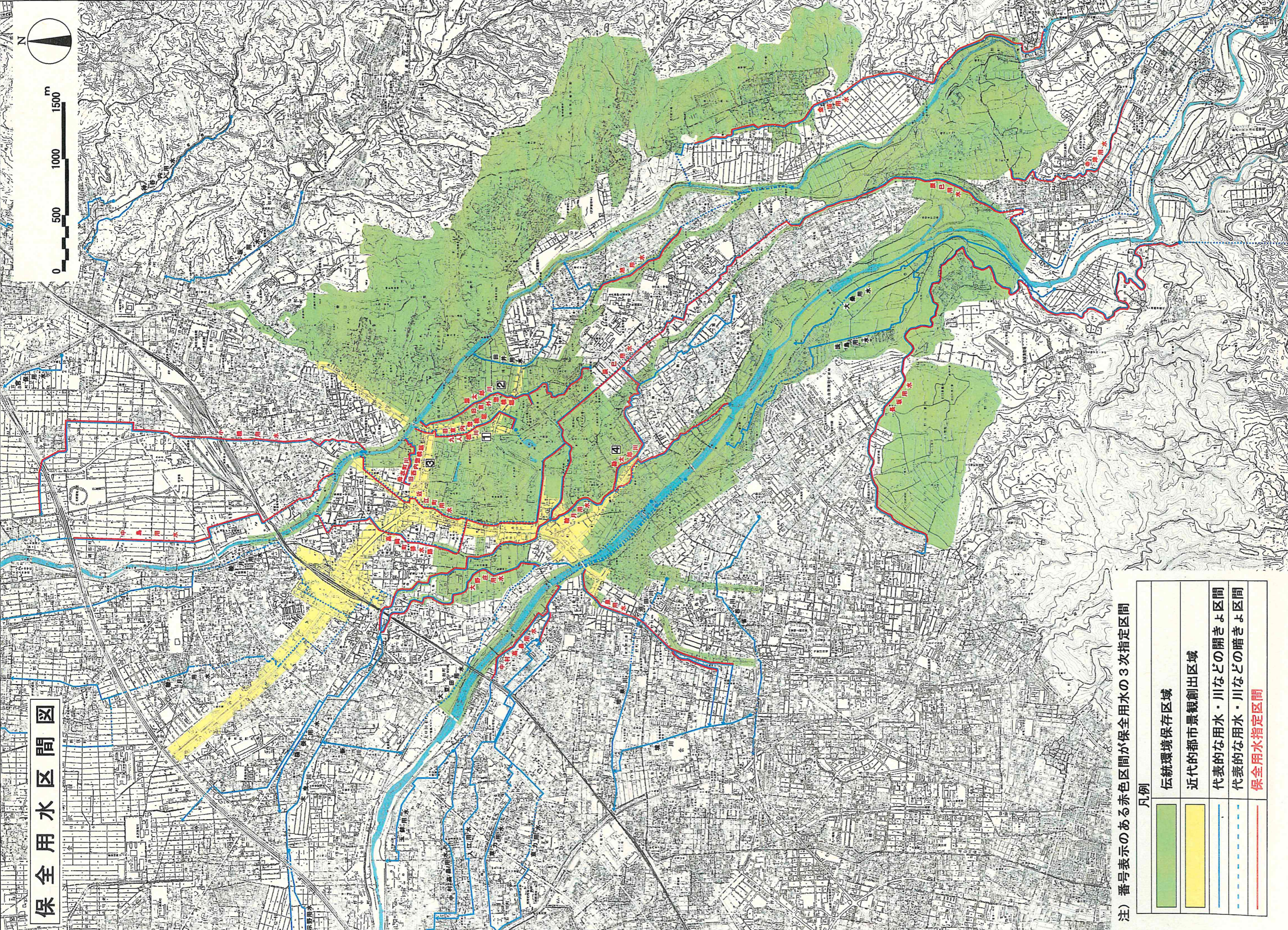
■ 保全用水及び用水保全基準

保全指定用水	用水名	1 九人橋川 ／旧東内惣構堀	2 源太郎川／旧東外惣構堀		3 母衣町川 ／旧西内惣構堀	4 勘太郎川	
	位置	小將町242番先 ～主計町200番先	宝町483番先 ～小將町163番先	(宝町・東兼六町区間)	(小將町～橋場町区間)	尾張町2丁目471番先 ～主計町318番2先	石引2丁目442番先 ～本多町3丁目275番先
	延長 (m)	1, 230m	810m		1, 180m	570m	1, 440m
保全基準	基本事項	歴史的文化遺産である旧惣構堀の遺構を保全するとともに、暗きょ排水路として残されている旧堀筋を保全する。	斜面緑地の自然環境や沿線の生活環境に調和した用水空間を保全する。		歴史的文化遺産である旧惣構堀の遺構を保全するとともに、生活環境に調和した用水空間を保全する。	歴史的文化遺産である旧惣構堀の遺構を保全するとともに、暗きょ排水路として残されている旧堀筋を保全する。	段丘沿いの生活環境に調和した用水空間の保全および形成を図る。
	用水の景観に関する事項	地形の変化を巧みに利用した旧惣構堀の面影を保全するとともに、橋や道路から見える魅力的な用水景観の保全と形成を図る。	地形の変化や周囲の緑を生かし、斜面緑地の自然と一体になった用水景観の保全と形成を図る。		橋から見える魅力的な用水景観の保全と形成を図る。	住宅地の間に残る旧惣構堀の面影を保全する。	地形の変化を巧みに利用し街なみと調和した用水景観の保全と形成を図る。
	開きょ化の促進に関する事項	現行以上の架橋や暗きょ化は行わない。また、土地利用の変更にもない開きょ化が可能な場合は、開きょ化に努める。			現行以上の架橋や暗きょ化は行わない。ただし、やむを得ない場合は必要最小限のものとする。		
	清流の確保に関する事項	兼六園からの落ち水を可能な限り確保する。また、定期的な清掃を行い、水質浄化に努める。			定期的な清掃を行うとともに、雨水以外の汚れた生活排水が流入しないよう、水質浄化に努める。		
	用水の利用に関する事項	旧惣構堀の歴史やまちの成り立ちが学べる場を提供する。	雨水排水路や消雪水路としての利用を促進する。		雨水排水路や消雪水路としての利用を促進する。また、住宅密集地では延焼遮断が図られるよう工夫する。さらに、旧惣構堀の歴史やまちの成り立ちが学べる場を提供する。		雨水排水路や消雪水路としての利用を促進する。また、住宅密集地では延焼遮断が図られるよう工夫する。
その他							

# 保水用水区間図



0 500 1000 1500 m



注) 番号表示のある赤色区間が保水用水の3次指定区間

凡例	
	伝統環境保存区域
	近代的都市景観創出区域
	代表的な用水・川などの開きよ区間
	代表的な用水・川などの暗きよ区間
	保水用水指定区間